

○東京海洋大学海洋工学部における転学科を申し出ることのできる学生の成績基準

東京海洋大学海洋工学部における転学科に関する取扱要領（平成16年4月1日海洋大規第238号）第3第3項の規定に基づき海洋工学部教務委員会が別に定める転学科を申し出ることのできる学生の成績基準は、転学科を申し出る時点において累積GPAによる順位が所属する学科及び年次の上位50%以内とする。

附 則

この基準は、平成20年11月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月2日から施行する。